

社会福祉法人優美会  
特別養護老人ホームとだ優和の杜  
地域交流室利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人優美会特別養護老人ホームとだ優和の杜（以下、施設という）が地域に開かれた施設として、広く地域住民との交流や連携を図る場となることを目指し、施設に設置された地域交流室の運営管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用目的及び対象)

第2条 地域交流を目的とした自治会団体、老人会、社会福祉協議会、民生委員、子供会等の会議、研修会、講習会、レクリエーション等

2 そのほか施設長が認めたもの。

(利用許可)

第3条 利用を希望する者（団体）は、所定の利用申込書を提出し、事前に施設長の許可を受けなければならない。

2 利用申込書は利用日の1ヶ月前から前日17時まで受け付ける。

(利用内容の変更・取消)

第4条 利用内容に変更が生じたとき、又は利用の取消をしようとするときは、速やかに施設へ申し出なければならない。

(利用期間・時間)

第5条 利用期間は連続して2日までとし、利用時間は次のとおりとする。ただし、施設長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

月曜日から金曜日 9時00分から19時00分まで

土日曜日、祝祭日 9時00分から17時00分まで

(利用許可の取消)

第6条 施設長は利用者が次の各号に該当するときは、利用許可を取消することができる。

①利用者本人（団体）から利用申し込みの取消があったとき

②次条各号の利用申込書に虚偽の記載があったとき

③第7条における遵守事項が守られないとき

③地域交流室の維持管理に支障を及ぼす行為をしたとき

④施設長が利用許可を取消することが適当と認めたとき

(遵守事項)

第7条 利用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない

- ①利用を許可された者以外の者に、その全部又は一部を転貸しないこと
- ②無断で備品の持ち出しをしないこと
- ③利用者は、その利用の目的を終了したときは、直ちに原状に復すること
- ④政治活動や宗教等の布教活動に利用しないこと
- ⑤営利目的の物品展示、販売、宣伝、又はこれに類する行為をしないこと。ただし、施設長が認めたものはその限りではない。
- ⑥利用する者が暴力団又は暴力団の関係下にある個人・団体でないこと
- ⑦火気の取り扱いは厳禁とします、喫煙は所定の場所でおこなうこと
- ⑧他人に危害を及ぼす行為、又は騒音や近隣住民・施設入居者、利用者の迷惑になるような行為は行なわないこと
- ⑨建物、設備、備品等を汚損・破損するおそれのある行為をしないこと
- ⑩危険物そのほか、他人に迷惑になる物品、または補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）を除く動物を持ち込まないこと
- ⑪そのほか、施設管理上不適切な行為をしないこと

(施設備品の貸出)

第8条 施設内にある備品の貸出を希望する場合は、利用申請書提出の際に申し出なければならない。

(損害賠償)

第9条 利用者は、故意又は過失により建物、設備、備品等を破損又は滅失した場合は、遅滞なくこれを原状回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるものの他、地域交流室の利用に関し必要な事項は、管理会議の議を経て施設長が定める。

平成26年3月1日

施設長	事務長	ケア部長	事務課

## 地域交流室利用申込書

下記の通り地域交流室を利用したいので、申請いたします。

提出日 平成 年 月 日 ( )

利用団体名	
代 表 者	住 所 〒 -  (TEL - - ) 氏 名
利用期間	平成 年 月 日 ( ) 時 分 から 平成 年 月 日 ( ) 時 分 まで
利用の目的	
備考	

※利用をご希望の際は、利用前日17時までに本申込書を事務室にご提出ください。

先約があった場合は、お受けできません。予約状況は事務課にお問い合わせください。

※キャンセルは必ず利用の前日17時までにご連絡ください。

※利用時間内での利用時間延長等は事務課担当者にあらかじめご相談ください。

## 利用前に必ずお読みください

1. 定員は 16 名程度です。
2. 利用時間の遵守をお願いします。下記の利用可能時間内でお願いします。

月曜日から金曜日	9時00分から19時00分
土日曜日、祝祭日	9時00分から17時00分

※利用時間内で原状回復までをお願いします。

3. 利用前に必ず避難経路の確認をしてください。
4. 利用を許可された方（団体）以外の方（団体）への、その全部又は一部の転貸はしないでください。
5. 備品の持ち出しは厳禁とします。
6. 政治活動、宗教活動、営利目的の物品展示、販売、宣伝行為は厳禁とします。
7. 反社会勢力、それに準ずるような団体・個人の利用は厳禁とします。
8. 火気の取り扱いは厳禁とします、喫煙は所定の場所で行ってください。
9. 他人に危害を及ぼす行為、又は騒音や近隣住民・施設入居者、利用者の迷惑になるような行為は行なわないでください。
10. 建物、設備、備品等を汚損・破損するおそれのある行為をしないでください。
11. 危険物や、他人に迷惑になるような物品、補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）を除く動物を持ち込まないでください。
12. そのほか、施設管理上不適切な行為はしないでください。

以 上